

2007 年度東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻自己評価 (2007. 5. 1)

1. 教育目標

法曹養成専攻（以下「本専攻」と略す。）は、専門職大学院設置基準にいう法科大学院であり、その教育目標は、「国民や社会に貢献する高い志と強い責任感、倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、優れた法律実務家を養成すること」にある。

2. 教育水準の現況とその自己評価

①教育の実施体制

基本的組織の編成 本専攻の入学定員は300名であり、そのうち概ね100名を法学未修者に、概ね200名を法学既修者に割り当てている。また、定員の概ね3割は、社会人経験のある者及び理系その他の他学部出身者が占めることを目標として入学者を選抜している。

教員組織は、専任教員72名で、そのうち学部・他専攻の専任教員として算入されない者は54名、そのうち実務家専任教員は19名であり、常勤専任実務家教員は6名である。最高レベルの研究者教員及び実務家教員を、分野によって偏ることなく多数擁している。

本専攻の管理運営に関しては、専任教員（いわゆるみなし専任実務家教員をのぞく。）によって構成される法曹養成専攻教授会が置かれ、本専攻の教員人事、予算、その他の重要事項を審議する。また、入試、カリキュラム、授業担当等、本専攻の教育に係る重要事項を審議するために、本専攻の専任教員のほか、本専攻の授業の担当者、兼担者によって構成される法曹養成専攻教育会議が置かれている。さらに、本専攻の校務をつかさどる機関として専攻長が置かれ、専攻長を補佐する機関として学務委員会が置かれている。

教育内容・方法の改善に向けて取り組む体制 本専攻における教育の内容及び方法を改善するため、専攻長、副専攻長及び若干名の専任教員から構成される教員方法助言委員会が置かれている。同委員会は、教員の授業参観を行うほか、授業の内容や進め方に関する意見交換会を主催する。また、本専攻では、学生による授業評価アンケートの実施を義務づけており（履修者数が10名以下の授業を除く。）、その結果を学生に開示するほか、情報交換会で分析・検討している。授業評価アンケートの結果は、後述する学外識者からなる法科大学院運営諮問会議にも資料として提出され、討議および評価の対象となっている。

さらに、毎年度、学務委員会のメンバーが分担して1年次・2年次の学生を少人数に分けて意見聴取を行う懇談の場を設けており、その結果を教育内容及び方法の改善の参考としている。また、専攻長宛に随時、学生が意見を述べることのできるメール・アドレスを開設し、そこに寄せられる声も改善の参考としている。

自己評価 本専攻への関係者の期待はそもそも高水準にあることが予想されるが、教員の質と量、さらには教育内容・方法の改善に向けた取組みのあり方にてらすと、期待される水準にあるものと評価する。

②教育内容

教育課程の編成 1. に掲げた教育目標を実現するため、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の法律基本科目、法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目である法律実務基礎科目の他、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4種の授業科目を開設して、理論教育と実務教育の架橋に留意しつつ法曹としての基幹的能力を育成錬磨する一方で、国際的な法律問題に対処する能力を育成するための国際関係法科目や知的財産法をはじめとするビジネスの先端分野に関する多彩な科目を設け、さらには、内外の第一線の専門家によるトランスナショナル・ロー・プログラムズによるサマースクール等を通じて、高度な専門的知見の養成にも努めている。学生の段階的・発展的履修に資するよう、科目の配当学期についても配慮しているほか、法曹として必要な高度な専門的知見や素養を養成するため、先端的なトピックに関する多彩な演習も開講している。開設科目総数は演習を除いて91にのぼる。

学生や社会からの要請への対応 教育課程を編成するにあたっては、独立行政法人大学評価・学位授与機構の「法科大学院評価基準要綱」に適合した編成とし、新たな法曹養成に対する社会的要請に応えるとともに、前記①で説明した多様な方法で聴取した学生からの要望をも参考として教育内容の改善に努めている。また、本専攻に対する独自の社会的要請に対応するため、財界、法曹界、学界等、学外の識者により構成される法科大学院運営諮問会議を設置し、教育の内容と成果に対する率直な評価を取り入れる場としている。

自己評価 学生および社会から寄せられた声に鑑みると、期待される水準を上回っているものと評価される。

③教育方法

授業形態の組合せと学習指導法の工夫 本専攻では、法律基本科目を中心に、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行っており（1年次配当の法律基本科目については、体系的な理解を可能とするため、詳細な解説が不可欠な事項については、講義形式も併用している。）、年間の授業の計画、内容や方法、成績評価の基準と方法については、シラバスを配布して予め学生に周知をはかっている。定期試験前には、科目ごとに質問タイムを設け、学生の個別の質問に答えることで疑問の解消をはかるとともに、試験後は試験講評会を実施するとともに成績評価に関する学生からの個別の説明願いに科目担当者が答えることとしている。

個々の授業科目が十分に学習できるよう、各年次の履修可能科目単位数に上限を設けており、各年次で必修とされている単位数の3分の2を修得しない学生は、次の年次に進級できず、当該年次の履修単位を無効とする制度がとられている。

主体的な学習を促す取組 適切な予習用の設問を付した教材を科目ごとに開発して授業で利用するほか、授業時間を学生の自習時間の確保に配慮して設定する等、適切な予習・

復習を可能とする工夫をしている（集中講義による授業は実施していない）。自習環境として、法科大学院専用の学生自習室を設けて判例集・法律雑誌・図書の他、オンラインで検索可能な法律データベースを備え、土日の利用も可能としている。授業で使用しない教室については、学生に開放して自主的な勉強会の開催を可能とし、さらに、弁護士である講師が常駐する教育支援室を設置して、学生の学習上の疑問に答える体制を整えている。

理論的・実務的に高度な文書を作成する能力を育成するため、リサーチペーパーおよび研究論文という科目を設置し、優秀なリサーチペーパーについては、賞を授与することとしている。また、リサーチペーパー等、学生による優秀な論文を掲載する電子ジャーナル（ローレビュー）を学生が主体となって編集しており、それを支援する環境を整備している。

自己評価 本専攻に対する社会の期待はそもそも高水準にあることが予想されるが、教育の内容、授業の態様、並びに主体的な学習を促す取組みに照らすと、その水準は上回っているものと評価する。

④学業の成果

学生が身につけた学力や資質 本専攻は法科大学院として将来の法曹として活躍するに足る学力と資質を育成することをその役割としており、2005年度は178名、2006年度ははじめての法学未修者95名を含む278名の修了生（法務博士）を送り出した。2005年度の修了生のうち、120名が新司法試験に合格している（受験者数は170名）。また、2006年度の修了生のうち、成績最上位者16名のうち7名、それに次ぐ成績上位者45名のうち21名を法学未修者が占めており、法学未修者に対する本専攻の教育はしかるべき成果を挙げることができたと考えられる。

学業の成果に対する学生の評価 在学生からの評価については、授業アンケート等を通じてその概況を知ることが可能であるが、概ね満足しているものと思われる。修了生からの学業の成果を聴取する仕組みはなお整備されていない。これは、修了生の大半が司法研修生となり、司法修習に携わっていることによる。いずれは修了生を組織し、そこから本専攻に対する評価を聴取する仕組みを整備することを予定している。

自己評価 学生からの評価をみる限り、期待される水準を上回っていると考えられる。

⑤進路・就職の状況

修了後の進路の状況 ④で述べたように、2005年度の修了生のうち120名が新司法試験に合格し、その大部分が司法修習生となって将来の法曹を目指しているが、中には本研究科の助教として採用され、教育・研究に携わっているもの（4名）、および本研究科博士課程に入学して研究者を目指す者（1名）がいる。その他の58名の大部分は本年度の新司法試験の受験を目指しているものと推定される。また、2006年度の修了生のうち5名が、本研究科の助教として採用されている。

関係者からの評価 修了生はいまだ法曹としての活動を開始していないことから、関係者からの評価はなおこれを聴取する機会がない。いずれ、そうした聴取を行う機会を整備したいと考えている。

自己評価 修了生がいまだ法曹としての活動を開始していないことから、評価は困難である。

3. 質の向上度の判断

2004年の発足以来、本専攻は、2. で記述した通り、教育内容・方法の改善に向けて取り組む万全の管理体制の下に優れた研究者、実務専門家による教育を行い、学生や社会からの養成に対応してきた。内外の第一線の専門家によるトランスナショナル・ロー・プログラムズによるサマースクール等、他の法科大学院には見られない特色ある機会を通じて、学生の専門的知見や素養を養成するとともに、自主的な学習をも促している。全般的にいうならば、高度な質を維持し続けているといえることができるであろう。